

宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年7月3日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

- 1 監査委員の報告日
平成21年3月17日
- 2 知事から通知のあった日
平成21年6月18日
- 3 措置の内容
(別紙措置状況を添付)

平成20年度行政監査の結果・意見に対する措置状況

項目	結果・意見の内容	措置内容等
1	<p>1 資産運用について</p> <p>資産運用については、資産運用規程等を定め有価証券で投資運用しているケースがほとんどであるが、高い配当を追求し多額の評価損を出している団体や、営業利益の赤字を資産運用益でカバーし黒字決算している団体が認められた。</p> <p>資産運用に当たっては、リスクについても十分検討を行い、慎重な運用をさせるべきである。</p>	<p>公社等外郭団体としては、特例民法法人などの公益法人や株式会社など様々な組織形態があり、特例民法法人などの公益法人の場合には、団体の設置目的に則した事業を効果的かつ継続的に実施していくために、財団の基本財産について一定の制約があるなど、財産の管理運用は安全かつ確実な方法で行うよう助言、指導を行っている。</p> <p>一方、株式会社の場合には、事業活動による収益確保のほか資産運用による資金調達も法人活動として認められているものの、県の出資団体であることを踏まえ、資産運用については、団体の自律的経営を損なわないよう配慮しつつ、リスクの軽減、分散を検討の上、安全かつ確実な方法で行うよう助言、指導を行っていく。</p>
2	<p>2 財務全般のチェックについて</p> <p>多額の内部留保資金を有しながら、新たな資金を借り入れし、加えて、県が債務保証を行っているケースが認められた。</p> <p>内部資金のやり繰りによっては、借り入れが不要な場合が考えられる。このことは、県の「将来負担比率」低下に寄与することから、財務全般にわたる状況分析の徹底が必要である。</p> <p>なお、公益法人の常例検査についても、規定に基づき適正に行うべきである。</p>	<p>財務全般の状況については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、適切に検査、指導を行うほか、公認会計士等の専門家で構成する公社等外郭団体経営評価委員会（以下「経営評価委員会」という。）の経営評価に係る調査審議による意見を踏まえながら、経営指標の分析及び評価・検討を行っていく。</p>
3	<p>3 県負担の軽減に対する寄与について</p> <p>各団体の事業目的や設立目的から、基本的に県に対し積極的な支援・協力の義務はなく、かつ、各種法律・規則等で制限されていることが認められた。</p> <p>しかしながら、本県がおかれている財政状況を踏まえると、出資金等が税金であることを念頭に、何らかの県の財政的負担の軽減に寄与すべきことを積極的に指導する必要がある。</p> <p>特に法規制がある場合にあっては、当該規制の解除等について、関係機関等へ働きかける必要がある。</p> <p>また、公益法人としての内部留保の金額について、適正規模を超えていると認められるケースもあり、適正化について指導する必要がある。</p>	<p>県負担の軽減に対する寄与については、団体の自律的運営を促すため、団体に対する運営費補助の縮減など、引き続き県の財政的関与の適正化に向けた取組を推進していくとともに、社会経済情勢や他の自治体等の動向を注視し、時機を捉え、資産処分に関する法規制の緩和等の働きかけを検討していく。</p> <p>また、公益法人の内部留保の金額については、社会経済情勢の変化等が生じた場合でも、公益事業を支障なく実施できる程度にとどめるなど、内部留保の水準の適正化について指導していく。</p>

項目	結果・意見の内容	措置内容等
<p>4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>4 公社等のあり方について</p> <p>(1) 経営改善計画については、作成当初から補助金等を見込んだ、 言わば依存的な計画となっているケースが認められたが、自立 に向けた計画とすべきである。 各団体とも、「中・長期ビジョン」を作成し取り組んでいる ことは認められるが、資金計画等において、資金調達時期とそ の内容が適切なものとなっていないものや、必ずしも必要とは 思われない先行積立が認められた。県は、 unnecessary 支援を行わ ないなど、直接・間接的な財政負担を軽減するよう配慮すべき である。</p> <p>(2) 減資については、安易に行われることがないよう、団体の経 営状況には十分留意する必要がある。 また、株主配当については、経営が良好な団体に対しては、 適正な配当を要求すべきである。</p> <p>(3) 関係の密接な団体同士が、様々な要因から統合が見送られて いるケースが認められた。 団体同士の統合にメリットがある場合は統合するなど、多角 的視点に立った統廃合の検討が必要である。統合は、より戦略 的な経営を可能にするとともに、役職員の削減によって、財政 的にも大きな効果が期待されることから、管理部門の事務の共 同化など段階的な統合についても検討すべきである。</p> <p>(4) 長期間にわたって不健全な経営が続いている団体の存在が認 められた。 団体の設立目的に照らし、団体の使命を果たし終えたもの や、今日の社会に適合しなくなったものは、事業の縮小や解散 等も視野に、改革する必要がある。</p>	<p>(1) 組織機構のスリム化や事務事業の見直しなど、県の財政支援に 依存しない経営基盤の確立、自律的運営に向けた改善を促すとと もに、県の施策との関連性を考慮しながら、運営費補助を段階的 に縮減していくなど、県の財政的関与の適正化に向けた取組を進 めていく。</p> <p>(2) 経営評価委員会の意見を踏まえながら、団体の経営状況の分析 及び評価・検討を行い、適切に助言、指導していく。 また、株主配当については、団体の自律的運営及び他の出資者 等の利益を損なわないよう配慮しながら提案していく。</p> <p>(3) 関係の密接な団体同士の運営面での連携について検討を進め るとともに、統合にメリットがある場合は、債権債務の整理や他 の出資者等との調整など、解決すべき問題について団体と協調し て対応し、円滑な移行を支援していく。</p> <p>(4) 団体の設置目的に照らし適切な事務事業の見直しによる不採算 事業や付随的な事業の縮小・廃止について、経営評価委員会の意 見なども踏まえ、助言、指導するとともに、統廃合や法人形態の 転換等を行う団体については、清算業務、残余財産の処分などの 進行管理を行い、着実な推進を図っていく。</p>

項目	結果・意見の内容	措置内容等
(5)	<p>(5) 役職員等については、事業目的と事業量に応じた適正な役職員数となっているか、人選において安易に充て職としていないか、また、充て職等により、役職員の給与水準の高止まりが起きていないか、同種団体との比較検討などをする必要がある。また、採用にあたっては、能力主義を基本スタンスとすべきである。</p>	<p>(5) 公社等外郭団体として指定されている団体間の比較検討を含め、団体において、職員定数の見直し、充て職の解消、給与及び役員報酬の適正化に向けた取組、さらには、民間経験者を含む多様な人材の活用に向けた取組に努めるよう第一期公社等外郭団体改革計画において推進しているが、さらに、団体の自律的運営の促進を図るため助言、指導していく。</p>
5	<p>5 まとめ</p> <p>県は、公社等の財務状況や経営状況を、今まで以上に正確に把握し、内容を分析することが必要である。</p> <p>その結果、経営的に良好な団体については、「自立・独立」を原則に、自己資産の有効活用を積極的に推進するよう指導すべきである。また、反対に累積赤字をかかえる団体については、「廃止」も視野に、適正規模への改編を図ることなどにより、財政負担（債務保証等を含む。）の軽減に寄与することが必要である。</p> <p>この財政負担の軽減は、健全化法に基づく、県の「将来負担比率」にも大きく影響することから、この考え方を公社等に認識させることが必要である。</p> <p>現在、本県がおかれている財政の危機的状況を踏まえると、これまで述べてきたことが喫緊の課題であると考えられる。</p>	<p>団体の財務状況や経営状況については、経営評価委員会の意見を踏まえ、適切に経営指標の分析及び評価・検討を行い、経営が良好な団体については、自律的運営を損なわないよう配慮しつつ、安全かつ確実な資産運用を行うよう助言、指導していく。</p> <p>また、業務実績の停滞や累積欠損金の計上が見られるなど、経営が良好でなく、経営改善に相当程度の支援が必要な団体については、事業の縮小・廃止や団体の統廃合、法人形態の転換など、経営改善の指導を重点化し、県の財政的関与の適正化を図っていく。</p> <p>これらの経営改善の取組については、当該団体と県が協調しながら、着実な推進を図っていく。</p>